

令和3年9月22日

飲食店に対する営業時間短縮要請の一部取扱いの変更について

令和3年9月9日に要請した飲食店への営業時間短縮等については、県の要請に応じ、令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで（計18日間）の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者を要請の対象としているところですが、その取扱いの一部について、下記のとおり変更することとします。

なお、全ての期間（18日間）、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている店舗については、売上高等に応じて、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

記

1 変更期間

9月24日（金）～9月30日（木）

2 変更内容

措置区域（鹿児島市）

- ・ 第三者認証取得店舗に限り、19時30分まで酒類提供可能とする。
- ・ なお、酒類提供をする際の入店案内は、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用に限る。

措置区域（鹿児島市）以外の区域

- ・ 営業時間は5時～20時までとし、営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けないこととする。
- ・ 第三者認証取得店舗は引き続き、営業時間短縮要請に応じる、あるいは通常営業を選択できる。

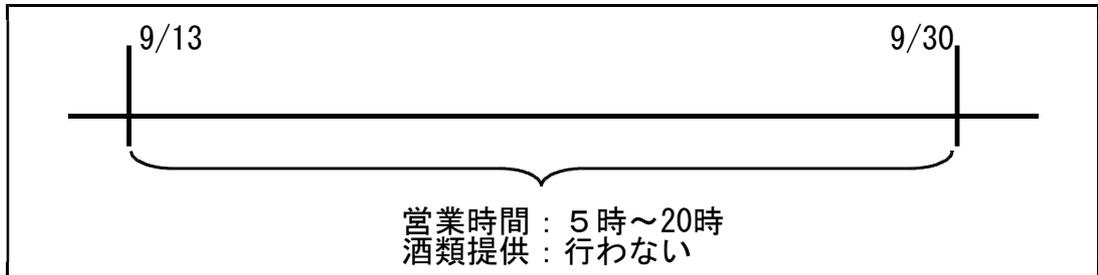
※ 期間中は、店頭にて時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること（張り紙例は後日ホームページ等で公開予定）。

※ 協力金の金額に変更なし

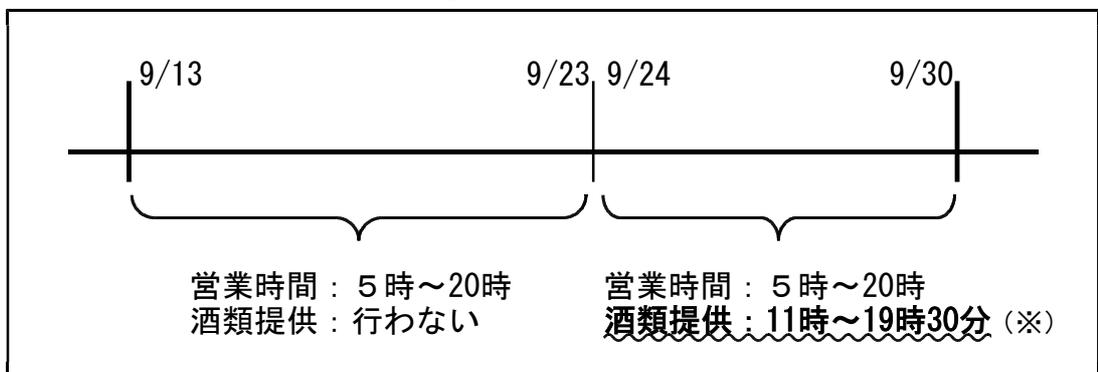
【参考：要請期間の考え方】

措置区域（鹿児島市）

【変更前】

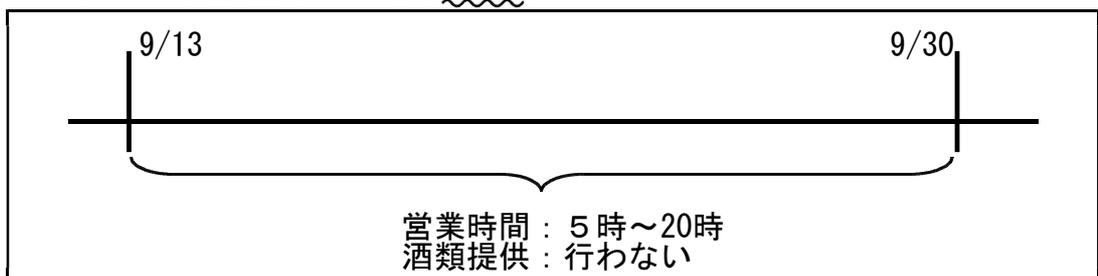


【変更後：※第三者認証取得店舗】



(※) 1グループ4人以内、又は同居家族のみの利用に限定

【変更後：※第三者認証取得店舗以外】

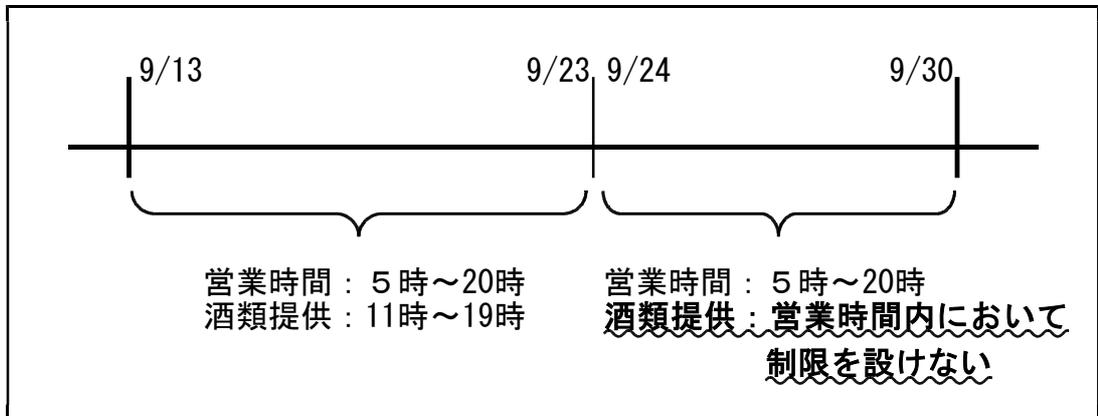


措置区域（鹿児島市）以外の区域

【変更前】



【変更後】



※ 第三者認証取得店舗は引き続き、営業時間短縮要請に応じる、あるいは通常営業を選択できる。

お問い合わせ先

① 「時短要請」については

コロナ相談かごしま
・電話番号 099-833-3221

② 「協力金」については

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
・電話番号 099-295-0286
・受付時間 9:00～17:00（平日）